

議案第20号

関市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

関市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年2月19日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

管理職員特別勤務手当について改めるため、この条例を定めようとする。

関市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

関市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年関市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第2項中「又は」を「若しくは」に改め、「休日等」の次に「（以下この項において「週休日等」という。）」を加え、「勤務する場合」を「勤務した場合又は災害への対処その他の臨時若しくは緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。